

1. 処方変更に関わる原則

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない
- 患者に適切な服用方法、使用方法、価格など十分な説明を行い、理解と同意を得た場合のみ、2. ①から⑩、3.に記載する変更を可能とする
- 麻薬及び抗悪性腫瘍薬については本プロトコルの対象外とする

2. 疑義照会の不要例

① 一包化指示

- 患者希望またはアドヒアランス向上が図れる場合のみ

② 後発医薬品から先発医薬品への変更

③ 成分名が同一の銘柄変更（先発医薬品含む）

- 例) フォサマック錠 35 mg→ボナロン錠 35 mg
アセトアミノフェン坐剤→アルピニー坐剤

④ 剤形変更（先発医薬品含む）

- 例) リクシアナ錠 30 mg→リクシアナ OD 錠 30 mg
リリカカプセル 75 mg→リリカ OD 錠 75 mg
ミヤ BM 錠 2 錠→ミヤ BM 細粒 1g
- 用法用量が変わらない場合のみ

⑤ 規格変更（先発医薬品含む）

- 例) 25 mg 2 錠→50 mg 1 錠
10 mg 0.5 錠→5 mg 1 錠
- 用法用量が変わらない場合のみ

⑥ 同一成分の貼付剤、軟膏剤の規格変更

- 例) ロキソニンテープ 50 mg→ロキソニンテープ 100 mg
スチブロン軟膏 0.05%5g2 本→スチブロン軟膏 0.05%10g1 本

⑦ 同一成分の貼付剤のパップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更

- 例) ロキソニンパップ 100 mg→ロキソニンテープ 100 mg

- ⑧ ビスホスホネート製剤（週1回、月1回）の連日服用の日数変更
- 例) ボナロン錠 35 mg 1錠 分1 起床時 14日分→2日分
 - 次回診察日まで足りる数量で調整
- ⑨ 「1日おきに服用」と記載された薬剤の連日服用の日数変更
- 例) バクタ配合錠 1錠 分1 朝食後 1日おき 30日分→15日分
- ⑩ 残薬調整のための投薬日数の変更
- 剤数が変わるような変更は不可とする
 - 投薬日数を減らす場合のみ（投薬日数を増やす場合は疑義照会を行う）
3. 外来服薬支援料の算定に関わる問い合わせについて
- 当院処方に関して、服薬支援を目的とした業務における、処方医へ了承を得るための問い合わせは不要とする
 - 服薬カレンダーの活用等により薬剤を整理し、日々の服薬管理が容易になるよう支援するための業務などがこれにあたる
 - 重複投薬、相互作用等の有無を確認し、処方医に照会が必要と判断した場合は、疑義照会を行う
 - 必ずその内容を保険医療機関に情報提供を行う
4. 処方変更後、外来服薬支援料算定後の連絡について
- プロトコルに基づき処方変更を行った場合、又は外来服薬支援料の算定に関わる処方支援を行った場合は、その内容をFAXにて薬剤部へ連絡を行う
5. 処方箋の修正方法
- 病院薬剤師がFAXの内容を事後修正する
6. 各種連絡先
- ① 疑義照会及びプロトコルに関すること
- 受付時間：平日 8：45～17：00（FAXは時間外も可）
- TEL：0268-22-1890（代表）⇒薬剤部へ
- FAX：0268-26-6097（薬剤部）
- ② 事務的な内容（押印、保険者番号、公費負担など）
- 受付時間：平日 8：45～17：00
- TEL：0268-22-1890（代表）⇒医事課へ